

松原市教育委員会 4月定例会 議事録

1. 日 時 平成31年4月17日(水) 午後4時00分

2. 場 所 松原市役所 301会議室

3. 付議事件等

- (1) 報 告 第5号 人事異動の専決処分の承認を求めることについて
第6号 松原市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則
の制定について
- (2) 議 案 第7号 平成31年度教育行政方針を定めることについて
第8号 令和2年度松原市立義務教育諸学校教科用図書選定の諮問に
ついて
第9号 松原市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について
第10号 これからの学校教育基本構想検討委員会委員の委嘱について

出席委員 東野教育長 辰巳教育委員 栗崎教育委員 田中教育委員 有馬教育委員
和田教育委員

事務局 伊藤教育総務部長 横田学校教育部長 高橋教育監 坂野市民協働部長
中瀬福祉部長 大倉理事兼市民協働部次長
浦井教育総務部次長 岡林学校教育部次長
小川教育総務部副理事兼学校給食課長 小玉福祉部次長兼福祉事務所長
田中子ども未来室長
宮本教育政策課長 田中教育総務課長 芝田文化財課長 幸教職員課長
森教育推進課長 前崎地域教育課長 道屋教育研修センター長
津村いきがい学習課長 手束市民図書館長 吉田福祉部参事

東野教育長

それでは会議に入りたいと思います。ただいまの出席委員は5名です。私を含めまして定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

(開会宣言 午後4時00分)

これより4月定例教育委員会を開催いたします。

3月の定例会の会議録につきましては、まだでき上がっておりませんので、次回の定例教育委員会議でお諮りしたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは次に、本日の会議録の署名委員を指名いたします。

委員会会議規則第17条第2項の規定により、和田委員にお願いしたいと思ひます。

和田委員

よろしくお願いたします。

東野教育長

はじめに教育長報告を行います。お手元の資料に基づいて報告させていただきます。今回は少ないです。

3月27日に、ダンス教育&エンタテインメントによる地域活性化プロジェクトに関する連携協定締結式に出席いたしました。今後、教員のダンスの研修指導と、松原市のオリジナルダンスを一緒につくっていただくと聞いております。主に中学校のほうのダンスですけれども、小学校の先生も一緒に研修を受けていただいて、中学生の子どもがダンスをしっかりとやっていたいただきたいなというふうに思っております。

3月29日でございます。退職辞令等ですが、これらにつきましては、29日は校長先生の配置換え、また教頭の新任辞令交付もしております。

そして4月1日には、事務局の新任、また小中学校の教員の採用、幼稚園の教諭の新任の辞令のほうもさせていただいたものでございます。

次に4月4日の大阪府教育庁主催の市町村教育委員会教育長会議に出席いたしました。平成31年度の大阪府の事業説明を聞いてまいりました。

次に4月9日でございます。こちらは松原市の初任者・新規採用者研修開校式を行い、1年間の研修の初日なので私のほうから講話をさせていただいております。そこでは、先生方にはよい先生になっていただきたいということと、もう一点は、法令遵守をきっちりやっていただくこと。この2点をお願いしておきました。

次に4月12日でございます。大阪府都市教育長協議会総会が開催されております。これは平成31年度の都市教育長協議会での事業計画、また予算の承認と、平成30年度の実績報告、決算が行われたものでございます。ここでは、首藤会長より、今後大阪では、やはり学力向上をしていかなければ、大阪からの発信力がない、発言力がないということで、これは大阪府下として、都市教育長協議会のメンバーが、やはり学力向上に頑張っていかなければならないというお話がございました。

次に4月15日でございます。南河内地区人事協議会及び南河内地区市町村教育長協議会をしております。こちらについても1年間の活動について協議が行われたものでございます。

さらに今年度は、松原市が大阪府都市教育委員会連絡協議会の会長市となりますので、何かと皆さんにお手伝いをさせていただくことがあろうかと思ひますが、よろしくお願いたします。

その他、各種団体の行事に出席してまいりました。

宮本教育政策課長	<p>以上、報告とさせていただきます。この報告につきまして、何かご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>特にございませんか。ありがとうございます。</p> <p>ないようですので、本日の議事に入ります。報告が2件、議案が2件、その他案件が4件となっております。</p> <p>はじめに「報告第5号 人事異動の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> <p>報告第5号につきまして説明をさせていただきます。</p> <p>議案説明資料をご覧くださいませでしょうか。</p> <p>まず3月31日付退職の人事異動につきまして、課長級につきましては1名、課長補佐級につきましては4名、幼稚園につきましては2名の退職のほうを行いました。</p> <p>また次のページ、4月1日付の異動につきましては、課長職が1名、課長補佐級につきましては10名、係員につきましては学校技能員も含めまして6名、再任用職員が1名となっております。幼稚園につきましては、園長が2名、主任2名、教諭としまして7名の人事異動を行いました。</p> <p>これは4月1日付市長部局の人事異動に伴う教育委員会の人事異動でございます。内示がありましてから4月1日まで時間がありませんでしたので、教育長専決のもと、人事異動の発令をさせていただいたものでございます。</p> <p>以上が説明となります。よろしく願いいたします。</p>
東野教育長	<p>説明が終わりました。この件について何かご意見ご質問等ございますか。</p> <p>特にないよう見受けられますので、「報告第5号 人事異動の専決処分の承認を求めることについて」を承認することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(異義なし)</p>
東野教育長	<p>異義なしと認めます。よって「報告第5号 人事異動の専決処分の承認を求めることについて」は承認されました。</p>
宮本教育政策課長	<p>ここで、ただいまご承認をいただきました人事異動の対象となりました者と、去る2月の教育委員会で内申の提出を承認いただきました、学校の管理職の先生方が参っておりますのでご紹介させていただきたいと思えます。</p> <p>まず、この会議に出席している者からご紹介させていただきたいと思えます。紹介させていただきました後、ご挨拶させていただきます。</p> <p>最初に教育総務部よりご紹介させていただきます。</p> <p>教育総務部の次長浦井でございますが、平成29年度より教育総務課長を兼ねておりましたが、今回その職を解かれましたので紹介のみさせていただきたいと思えます。</p> <p>教育総務課長、新たに田中が就任させていただきました。</p>

田中教育総務課長	田中です。よろしく申し上げます。
宮本教育政策課長	続きまして学校教育部です。学校教育部教育推進課長の森でございます。
森教育推進課長	森です。よろしく申し上げます。
宮本教育政策課長	次に、市長部局にて事務の補助執行をしております、福祉部と市民協働部におきましても4月1日付人事異動がありまして、新しく教育委員会に出席しました職員のご挨拶をさせていただきたいと思っております。 まず福祉部より紹介させていただきます。 福祉部次長の小玉でございます。
小玉福祉部次長	小玉です。よろしく申し上げます。
宮本教育政策課長	同じく福祉部参事子ども未来担当の吉田でございます。
吉田福祉部参事	吉田です。よろしくお願ひいたします。
宮本教育政策課長	次に市民協働部を紹介させていただきます。市民協働部理事兼次長の大倉でございます。
大倉理事	大倉でございます。よろしく申し上げます。
宮本教育政策課長	続きまして教育委員会事務局の課長補佐級が参っておりますので、紹介させていただきます。入室しますのでしばらくお待ちください。 教育総務部教育政策課長補佐の谷口でございます。
谷口教育政策課長補佐	谷口でございます。よろしく申し上げます。
宮本教育政策課長	教育総務課長補佐の土橋でございます。
土橋教育総務課長補佐	土橋でございます。よろしくお願ひいたします。
宮本教育政策課長	続きまして学校教育部教育推進課課長補佐の長尾でございます。
長尾教育推進	長尾でございます。

課長補佐	
宮本教育政策課長	同じく教育推進課主幹の坂口でございます。
坂口教育推進課主幹	坂口でございます。
宮本教育政策課長	同じく教育推進課主幹の廣野でございます。 続きまして地域教育課主幹の山下でございます。
山下地域教育課主幹	山下でございます。
宮本教育政策課長	同じく地域教育課主幹の小山でございます。
小山地域教育課主幹	小山でございます。
宮本教育政策課長	教育研修センター主幹の辻尾でございます。
辻尾教育研修センター主幹	辻尾でございます。
宮本教育政策課長	以上で教育委員会出席者と教育委員会事務局の紹介を終わらせていただきます。 教育長よりお言葉をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
東野教育長	今回新たに教育委員会に来ていただきましてありがとうございます。この1年、いろいろと課題がたくさんございますけれども、一丸となってみんなで乗り切っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
宮本教育政策課長	どうもありがとうございました。それでは退席をお願いいたします。 続きまして、校長先生に入ってください。 それではご紹介させていただきます。 松原小学校長の山森でございます。
山森松原小学校長	山森でございます。よろしくお願いいたします。
宮本教育政策	天美小学校長の稲垣でございます。

課長	
稲垣天美小学校長	稲垣と申します。よろしくお願ひします。
宮本教育政策課長	布忍小学校長の池上でございます。
池上布忍小学校長	池上でございます。よろしくお願ひいたします。
宮本教育政策課長	恵我小学校長の竹中でございます。
竹中恵我小学校長	竹中です。よろしくお願ひします。
宮本教育政策課長	松原第二中学校長の高橋でございます。
高橋松原第二中学校長	高橋でございます。よろしくお願ひします。
宮本教育政策課長	三宅小学校長の岡崎でございます。
岡崎三宅小学校長	岡崎です。どうぞよろしくお願ひします。
宮本教育政策課長	松原第三中学校長の松岡でございます。
松岡松原第三中学校長	松岡でございます。よろしくお願ひします。
宮本教育政策課長	松原第七中学校長の隅田でございます。
隅田松原第七中学校長	隅田です。よろしくお願ひいたします。
宮本教育政策課長	今回、松原幼稚園長を兼ねることとなりました、松原中学校長の田中でございます。
田中松原中学校校長	失礼します。田中でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

宮本教育政策課長	<p>なお、本日、第六中学校校長の阪本につきましては、所用のため欠席させていただきます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>教育長よりお言葉を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
東野教育長	<p>今回新任の校長先生、どうも御苦労さまでございます。今年は小学校におきましては次期学習指導要領、もう1年を切りました。中学校におきましても道徳教育を教科書でやっていかなければならないという年でございます。しっかりとやっていただきたいと思っております。</p> <p>幼稚園兼務という形で、新任の園長先生もいらっしゃるわけですが、何で古い校長先生がいるのかなと一瞬思ったわけですが、今度は園長兼務ということで、中学校と幼稚園というギャップが大きいと思いますが、お隣にありますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>この1年、皆さんよろしくお願いいたします。</p>
一同	<p>よろしくお願いいたします。</p>
宮本教育政策課長	<p>ありがとうございました。それでは退席をお願いいたします。</p> <p>続きまして教頭先生方に入ってください。</p> <p>それでは、教頭先生のご紹介をさせていただきます。</p> <p>松原北小学校教頭の政田でございます。</p>
政田松原北小学校教頭	<p>松原北小学校の教頭を拝命しました、政田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
宮本教育政策課長	<p>布忍小学校教頭の大西でございます。</p>
大西布忍小学校教頭	<p>大西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
宮本教育政策課長	<p>恵我小学校教頭の竹中ですが、本日、所用のため欠席させていただきます。</p> <p>天美南小学校教頭の木村でございます。</p>
木村天美南小学校教頭	<p>天美南小学校の教頭を拝命いたしました、木村英也です。よろしくお願いいたします。</p>
宮本教育政策課長	<p>天美北小学校教頭の本秋でございます。</p>
秋本天美北小学校教頭	<p>河内長野市より、天美北小学校教頭に参りました秋本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p>

宮本教育政策課長	松原第二中学校教頭の藏樂でございます。
藏樂松原第二中学校教頭	第二中学校教頭を拝命いたしました藏樂充重と申します。よろしくお願いいたします。
宮本教育政策課長	松原第六中学校教頭の河野でございます。
河野松原第六中学校教頭	松原第六中学校、河野と申します。よろしくお願いいたします。
宮本教育政策課長	四つ葉幼稚園主任の大辻でございます。
大辻四つ葉幼稚園主任	四つ葉幼稚園主任を拝命いたしました、大辻初美と申します。よろしくお願いいたします。
宮本教育政策課長	以上でございます。 教育長よりお言葉をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。
東野教育長	新任の教頭先生及び主任の先生、大変御苦勞さまでございます。 特に学校内の運営につきましては、教頭先生、また、主任の先生がやはり中核となってまいります。特に今年からは働き方改革という形で、特に教頭先生や主任の先生、非常に忙しいということは、当然私どももわかっておりますので、わかっている以上、やはり働き方改革も、いろいろなメスの入れ方があると思っております。 そういう意識が、特に今年がそういう形でやっていく、改革の年であると思っておりますので、ぜひ改革したいことをどんどん提案していただいて、そういうことをやっていきたいと思っておりますので、この1年、よろしくお願いいたします。
一同	お願いします。
宮本教育政策課長	どうもありがとうございました。それでは、退席をお願いいたします。 以上で、紹介を終わらせていただきます。ありがとうございました。
東野教育長	それでは続きまして、報告に戻ります。「報告第6号 松原市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
宮本教育政策	それでは、「松原市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

課長	<p>の制定について」を報告させていただきます。</p> <p>平成31年松原市議会第1回定例会におきまして、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が可決されました。</p> <p>これまで置かれていた専任職、主任、副主任の3つの職を廃止し、新たに置かれた主任制度に改正することとなりました。それに伴いまして、教育委員会事務局事務分掌規則に記載されていた文言を整理したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
東野教育長	<p>説明が終わりました。この件について、何かご意見ご質問、ございますか。</p> <p>特に質問がないように見受けられますので、「報告第6号 松原市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」を、承認することに異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
東野教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「報告第6号 松原市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」は、承認されました。</p> <p>それでは続きまして、「議案第7号 平成31年度教育行政方針を定めることについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
宮本教育政策課長	<p>それでは、「議案第7号 平成31年度教育行政方針を定めることについて」ご説明申し上げます。</p> <p>平成28年12月に策定されました、松原市教育振興基本計画の基本理念である、「未来を拓く自立心を育む人づくり」の実現に向けまして、平成31年度に取り組むべき主な施策につきまして、体系的に示すことにより、教育施策の一層の充実と効果的な教育行政を推進するために、平成31年度教育行政方針を定めるものでございます。</p> <p>お手元にお配りさせていただきました、「平成31年度教育行政方針(案)」をご覧ください。</p> <p>1ページに、平成31年度の教育行政を推進するに当たりまして、主な4項目の施策の取組みを書かせていただいております。</p> <p>まず1つ目ですが、安心・安全な学校環境につきまして、平成30年度は、自然災害や事故が発生し、学校の安全環境に注目がなされた年度でございます。それに対応する教育委員会の重要事項として、記載させていただきました。</p> <p>2つ目といたしまして、新学習指導要領における、小学校で始まる「プログラミング教育」について、専門家の派遣について記載させていただいたものでございます。</p> <p>3つ目といたしまして、教員の負担軽減と専門家等の指導による、生徒のモチベーションや技術の向上を図り指導体制の充実のため、部活動指導員を配置していくことを記載しております。</p> <p>4つ目といたしまして、災害時等安否確認メールシステムを導入し、学校</p>

と家庭の双方向で連絡する体制を整え、情報の共有化を図ってまいります。

以上の4項目が、新たな取り組みとして、平成31年度に行っていくもの
でございます。

続きまして、2ページに拡充をして取り組んでまいりますものを、4項目
の事業につきまして、記載させていただいております。

1つ目といたしまして、熱中症対策として、全ての学校に、夏までに空調
の設置を進めていくこと。

2つ目に、インターナショナルセーフスクールに全ての学校で取り組み、
安心・安全な学校づくりを一層推進していくこと。

3つ目といたしまして、教育支援員や介助員を、支援の必要な児童・生徒
の増加に合わせて増員していくこと。

4つ目として、児童虐待について、スクールソーシャルワーカーを増員し、
相談・支援体制の充実について記載したものです。

以上の8点を、平成31年度教育行政の推進といたしまして、取り組んで
いく主なものとさせていただきます。

それぞれの事業の詳しい内容につきましては、3ページ以降に記載してい
るものです。資料の下線部は、2月の教育委員会で配布させていただいた資
料から変更させていただいた部分となっております。

ご審議のほう、よろしく願いいたします。

東野教育長

説明が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませ
うでしょうか。

田中委員

教育行政方針（案）ということで、今、お示ししていただいたのですけれ
ども、内容等というより、予算との兼ね合いもあると思うのですけれど、こ
れは、予算は既にとっておられるのですか。それとも、「案」ですので、こ
れからだという認識でいいのでしょうか。

宮本教育政策
課長

これにつきましては、3月定例市議会におきまして、予算の可決に基づき
作成したものでございますので、予算は全部確保しております。

田中委員

ということは、予算が先行したということですね。

あと、具体的には、各レベルにおいていくのでしょうかけれども、1つ気にな
るのが、1ページ目の4項目のメールシステムなのですけれども、これは
具体的にはどういうシステムを考えておられるのでしょうか。本日の議題、
その他案件にもある小中学校の携帯電話との関係も含めて、説明願いたい
のですけれども。

前崎地域教育
課長

今回、災害時等安否確認メールシステムにつきましては、もともと携帯電話
等のものとは別に考えておりました。といいますのは、大阪北部地震のとき
に、各連絡体制がとれていないというような話がありましたので、松原市
におきましても、それまでは小学校のレベルでは、メールシステムという形
で、一斉メールというシステムがあったのですが、中学校にも同じような形
で導入したいと思ひまして、このようなシステムを導入するものでございま
す。

田中委員	既にあるのは、一方的な、一方向のメールシステムですか。それとも双方向ですか。
前崎地域教育課長	これまでは、一方的なメールシステムだったのですが、今回考えているのは、こちらのほうから、例えば大きな地震があった場合に、家庭のほうに、子どもがどのような状況ですかというような質問を送った場合、例えば、家におります、無事です、例えば、負傷していますとか、学校へ向かっている途中です、などの安否情報という確認の具体的な返事をもらえるというようなシステムでございます。
栗崎委員	今のメールシステムなのですが、例えば、女子の目の前に変な男の人が現れた場合、すぐメールができて、そこへ走って、警察とかそういうところに、すぐに対応するということはできますか。
前崎地域教育課長	今回考えているメールシステムにおきましては、災害時の安否確認メールということですので、そういう事件につきましては、それ以外の、安まちメールというようなもので対応すると思います。
栗崎委員	ありがとうございます。
有馬委員	この災害時のメールシステムで、双方やりとりできるということで、今は一方向で情報をいただいているのですけれど、もし可能であれば、校区内で起きた軽犯罪、変質者が出ましたという、安まちメールが結構入ってくるがありますが、もしそれがあった場合、校区内でこういうことがありましたので注意してくださいという注意喚起も行ってくれたら、保護者としてはありがたいかなと思うのです。 防犯の面では、どう考えているのかということをお聞きしたいのですけれども。
前崎地域教育課長	現時点では、災害時という形に特化したものとして考えております。
岡林学校教育部次長	今、そういうお話もありましたので、どういう使い方が可能かということ、また検討も進めてまいりたいと思います。またさまざまな保護者のご意見をお聞きしたり、学校の意見も聞きながらやっていきたいと思っております。以上です。
栗崎委員	2番目の「プログラミング教育」に対してと、3番目なのですが、部活動指導員の配置、これは既に人員の確保はされているのですか。
道屋教育研修センター長	「プログラミング教育」につきましては、小学校は必修になるということで、小学校に行く人材を今確保しているところです。 部活動につきましては、今、学校から、どのクラブが必要なのかというアンケートをとっておりまして、この後、公募をして確保していこうというか。
栗崎委員	その具体的な人数というのは、各校に何人ぐらいというのを。

道屋教育研修センター長	部活動につきましては、本年度確保できたのは3人程度ですので、各校ではなくて、全7中学校で3人ということに。
栗崎委員	それでは、今の先生も引き続き部活、担当の先生もされますよということですよ。
道屋教育研修センター長	はい、そのとおりでございます。
栗崎委員	ありがとうございます。「プログラミング教育」のほうは。
道屋教育研修センター長	これにつきましては、大学の教授なり講師の方であるとか、また、情報のそういった技術にたけている方、地域人材等にお声かけをさせていただきまして、学校に大体年に4回ぐらい派遣させていただきまして、そこで子どもたちに直接教えたり、あるいは先生方、教師への研修、そういったことに使いたいというふうに思っております。 以上です。
栗崎委員	何年生からですか。
道屋教育研修センター長	特に何年生という、指導要領には書いていないのですけれども、今、新しい教科書でも出ているのですけど、大体5年生、6年生ぐらいから、教科と関連づけたものが入ってきております。 それまでに、例えば3年生、4年生ぐらいで、少し遊びも含めたゲーム的なプログラミングといったようなことも、そういった実践もありますので、そういったことも勉強しながら取り組んでいきたいと思っております。 以上です。
栗崎委員	わかりました。ありがとうございます。
辰巳委員	今の質問に関連しますけれども、この指導員というのは、どのような人が選ばれるのか。各競技によって違うかもしれませんが。あるいは、各競技において何らかの資格を持った方、あるいは実績のある方、そういう人が選ばれるのかどうかということと、何か事故があった場合に、各クラブには従来から教員でそのクラブの責任者というのか、教員部長みたいな人がおられますね。どういう呼び方はわかりませんが。そういう人の責任、それから指導員の責任はどういうふうになるのですか。
道屋教育研修センター長	部活動指導員の資格ということですが、一応、募集要項の中には、教員免許がある方、あるいは、教員免許取得中である者、または、スポーツ指導等の経験がある者。そういう形で要項には書かせていただいております。 あと、けががあった場合、そうした場合はどうかといいますと、雇用という形をとりますので、今まで外部指導員は、けがの場合とかもあるので1人

	<p>では監督できなかつたのですけども、この部活動指導員は、そういった場合も、市で雇用するということですので対応できることになりますので、ほかの教員が見ていてけがをした場合と同じような対応になるということです。</p>
有馬委員	<p>全体的なことになるのですけど、これは非常にいいと思うのですけれど、3ページから4ページにかけて、学力向上の取り組みとか、その後、英語教育の取り組みというふうに分けておられると思うのですけど、1マスずつあけているのですけど、その前にちょぼとかをつけてくれるともっと見やすいので、つけてもらえるとありがたいかなと思いました。</p>
宮本教育政策課長	<p>ここにつきましては、見やすくなるよう、改善をさせていただきます。</p>
東野教育長	<p>どうでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ないように見受けられますので、こちらの議案のほうの「平成31年度教育行政方針を定めることについて」について、可決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
東野教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議案第7号 平成31年度教育行政方針を定めることについて」は可決のほうをされました。</p> <p>続きまして、「議案第8号 令和2年度松原市立義務教育諸学校教科用図書選定の諮問について」事務局より説明を求めます。</p>
森教育推進課長	<p>「議案第8号 令和2年度松原市立義務教育諸学校教科用図書選定の諮問について」ご説明させていただきたいと思います。</p> <p>今年度は、令和2年度から使用する教科書を新たに採択する年となっております。つきましては、お手元の議案説明資料の資料1、松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規程にのっとり、適切に行う必要がございます。</p> <p>そちらをご覧ください。6ページでございます。</p> <p>選定委員会の設置と期間、事務につきまして、第1条と第2条、第3条に規定されております。少し読み上げさせていただきたいと思います。</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 松原市立義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、松原市教育委員会(以下「教育委員会」という)は、松原市義務教育諸学校教科用図書選定委員会(以下「委員会」という)を置きます。</p> <p>(設置期間)</p> <p>第2条 委員会を置く期間は、新規の教科用図書の採択が必要な年度の前1年とする。</p> <p>(委員会の担当する事務)</p> <p>第3条 委員会は、教育委員会の諮問により、松原市立義務教育諸学校の</p>

教科用図書の調査及び研究を行い、その選定に関して教育委員会に意見を答申するものとする。

したがいまして、この諮問につきまして、本市教育長から松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員長に対して行われるものでございます。

そして、選定委員会において、採択に関して調査、研究を行い、選定に関する答申をいただき、その答申を踏まえて、教育委員会の場で、令和2年度より使用する諸学校の教科書を採択していくという流れになります。

それでは、議案書の最終ページにあります諮問文を読み上げさせていただきます。

それでは読み上げさせていただきます。

「令和2年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書の選定について（諮問）

標記について、松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規程第3条に基づき、令和2年度に松原市立義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関して調査および研究を行い、その選定に関して意見を示されたく諮問いたします。

つきましては、採択に関する答申をいただきますようお願いいたします。」

また、選定委員会につきましては、先ほどごらんいただきました議案説明資料、資料1説明資料の6ページにあります。資料1の規程に基づいて設置されるものであり、選定委員の人選につきましては、同規程の資料2、7ページにあります。松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会運営要領に基づき、今後、任命または委嘱することとなります。

資料1の規程と資料2の要領の根拠となる部分を読ませていただきます。

「松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の規程

第5条 委員は、次に挙げる者のうちから、教育委員会が任命又は委嘱する。

- (1) 教育委員会事務局職員。
- (2) 松原市立義務教育諸学校の校長及び教員。
- (3) 松原市立小学校又は中学校に在籍する児童、生徒の保護者。」

続いて、松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会運営要領7ページになります。

「1、選定委員会は、学校教育部長、学校教育部次長、校長代表2名、教頭代表1名、松原市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者2名（松原市PTA協議会代表）を持って組織する。」

以上のようにありますので、これに基づいて、お手元の資料3、8ページをごらんください。資料3のとおり、選定委員名簿案を作成しております。

選定委員会につきましては、5月15日に大阪府教育委員会の採択事務説明会が予定されており、そこで、採択事務に係わる文科省ならびに府教委の指示、通達が示されます。

それを踏まえて、第1回目の選定委員会を5月中旬に開催いたします。選定委員の任命、委嘱については、教育長専決の後、5月の教育委員会議で報告させていただきたく思っております。

あわせて、規程第8条、要領の5に基づいて、各教科ごとに調査員を置き、調査研究と運営を速やかに行ってまいりたいと考えております。

長くなりましたが、以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

東野教育長	説明が終わりました。この件について、何かご意見ご質問ございませんか。
栗崎委員	P T A代表2名ということで選ばれますけど、これはどういうふうに選ばれているのですか。
森教育推進課長	P T Aのほうからは、市P T Aの会長、それと母親代表の方にお問い合わせをさせていただきたく予定しております。
栗崎委員	既に決まっているのですか。まだ5月の中旬なので。
森教育推進課長	まさに、ちょうど今、お話をさせていただいておりますので、決まりまして、5月に報告をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。
栗崎委員	ありがとうございます。
辰巳委員	少しわからないところがあったのですが、この教科用図書選定委員会規程の中にあります構成ですけども、(3)の「松原市立小学校または中学校に在籍する児童・生徒の保護者」、P T A代表2名とありますが、これについては、小学校、中学校、両方の教科書について一緒に協議する、委員会で意見を言い合うことに、小学校のご父兄の方も中学校の教科書に関しても意見を言う、あるいは逆もあり得ると、そういうことなのですか。
森教育推進課長	今年度は、小学校の教科書の採択の年に当たりますので、主に小学校の教科書のご意見をいただきたく思いますが、並行して中学校の教科書も、同時に採択の年、継続して採択をするかどうかの審議を諮りたいと思いますので、ご意見をいただきたく思っております。
辰巳委員	そうすると、今年度は小学校のご父兄の方2人ということになりそうですか。
森教育推進課長	はい、そうでございます。
横田学校教育部長	必ずしもそうとは限らない場合もございます、中学校の保護者の方は、小学校も、子育てということは経験もございますし、場合によっては兄弟関係で、小学校、中学校、両方おられたりという場合もありますので。むしろ逆で、中学校の教科書採択の折には、できるだけ中学校のお子様がおられる方ということで考えております。
有馬委員	この選定委員会というのは、何回くらい集まって会議をされるのでしょうか。
森教育推進課長	5月連休明けまして、第1回目の選定委員会の予定をしておるのですけれども、採択までに、残り2回ほど選定委員会を実施したいというふうに考え

	ております。
有馬委員	計3回ですか。
森教育推進課長	そうでございます。
有馬委員	ありがとうございます。
田中委員	質問ではないのですが、3回で、ということはすごい仕事量ですよ。大丈夫なのですかね。
横田学校教育部長	3回と申しましたが、4回程度実施することになると考えております。
辰巳委員	後日の話になりますけども、実際に教科書の採択の作業に入ったというときに、例えば教育委員会事務局のほうから、あるいは教育長のほうから、目安として、こういう基準でというか、こういう方針で、今年は教科書選びをやっていただきたいといった何らかの指針みたいなものは示されるのでしょうか。
森教育推進課長	やはり学習指導要領の改訂に伴いまして、そのような趣旨をきちっと踏まえまして、松原市の子どもたちに合った教科書ということテーマを進めてまいりたいと考えております。
辰巳委員	同じことは、この選定委員に選ばれた方々にも、教育委員会から、あるいは教育長のほうから、何らかのそういう方針をお示しになるのでしょうか。それとも、その段階では自由に、そこで決めてくださるのでしょうか。
森教育推進課長	第1回目の選定委員会、集まっていたときに、その趣旨もきちっとお話しさせていただいて速やかに進めてまいりたいと思っております。
和田委員	2点あります。まず1点目は、今の質問に関連してなんですけど、実は制度的には、教育委員会、この5人のメンバーが、その選定委員会に諮問するという形になりますので、今言われた、指針については事務局で考えていただいて、一度この会議の中に示していただきたい、このような形で諮問したいということで示していただきたいというのが1点目です。 2点目は、調査員に関わってなのですが、資料1の第8条。普通考えれば、調査員は教科の専門性のある方ということになりますので、学校の教員ということになるかと思うのですが、その第8条の4に、「第5条第3項の規定は、調査員に準用する。」となっていて、第5条第3項というのは、小学校または中学校に在籍する児童・生徒の保護者というようなことになっているのです。ということは、保護者の方が調査員になるということが、過去あったのか。もしくは、なぜこのような規定があるのか。もし御存じでしたら、説明いただきたいということです。これが2点目です。

横田学校教育
部長

今、委員がご質問されました第5条3項につきましては、第5条の3にご
ざいますので、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員と
なることはできない。」ということについての条項がございます。

あわせて、1つ前のご質問であります、諮問の際に、こちらの委員の
方々にその趣旨をお渡しするというのは次回にさせていただきます。

東野教育長

ほか何かご意見ご質問ありませんか。よろしいですか。

ほかに質問はないようでございます。特に、小学校の教科書については、
今回、指導要領に応じて非常に大きく変わっているということが報告されて
おります。

まだ私もそれを見てはいないのですが、なぜかマスコミがやたらとたく
さん、あだこうだと言っておられるので非常に楽しみにはしておるのだ
すけれども、それにつきましても、先ほど委員から言われましたように、あく
までも今回、主体的、また、対話的ということが非常に大きく問題となっ
ていますので、その辺をきっちりとできるような教科書ということで調査を
していただきたいなというように思っております。

その調査結果をもって、教育委員会で教育委員がきちっと選べるように
という形をお願いをしたいというふうに思っておりますので、今までの教科書
の選定ではなくて、今度新しく変わった、次期学習指導要領の方針に応じた
形の教科書であるか、そして、そういう教科書で、主体的、対話的な授業が、
きっちりやっていけるのかどうかという視点をきちんと含めて、調査を今後
やっていただきたいと思っております。

これにつきまして、先ほど出た、そういう指示については、また事務局か
らもいただきますけれども、私のほうから、そういう意識も持っております
ので、そういう形でまとめていただいて、1回目のときに私もここは指摘さ
せていただきますので、そういう形で行っていただきたいというふうに思
いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ほかに質問がないというふうに見受けられますので、「議案第
8号 令和2年度松原市立義務教育諸学校教科用図書選定の諮問について」
を、可決することにご異議ございませんか。

各委員

(異議なし)

東野教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第8号 令和2年松原市立義務教育諸学校教科用図書選定
の諮問について」は、可決されました。

続きまして、その他案件のほうに入ります。

「女性の職業生活における活躍及び次世代育成支援の推進に関する松原市
特定事業主行動計画の策定について」説明をお願いいたします。

宮本教育政策
課長

それでは、「女性の職業生活における活躍及び次世代育成支援の推進に関
する松原市特定事業主行動計画の策定について」ご説明させていただきます。

標題の件につきましては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法
律（平成27年法律第64号）第15条及び次世代育成支援対策推進法（平

	<p>成15年法律第120号)に基づく、特定事業主行動計画の策定につきましては、本来、任命権者ごとに策定をするべきものとなっております。</p> <p>しかしながら、本市のような規模の地方自治体におきましては、市長部局と異なる計画とすることは人事行政の遂行上望ましいものではなく、また、事務の遂行におきましても効率的ではないことから、市長部局で策定する行動計画を教育委員会におきましても同様に適用し、運営をすることとし、市全体で一体的な計画の実施を行うものでございます。</p> <p>説明につきましては、以上です。</p>
東野教育長	<p>説明のほうが終わりました。この件について、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。</p>
栗崎委員	<p>この策定は、市役所の女性の職員とか、そういう向けですか。一般の女性にも。</p>
宮本教育政策課長	<p>松原市が事業主として雇用する職員の行動計画という形になっております。松原市が採用する職員ということです。</p>
田中委員	<p>お尋ねしますけれども、今言われた、市が任命したということになりますと、教育委員会におきましては、学校の教員、または府において、事務職員がいらっしゃるわけですね。その方は、この特定事業主行動計画からは対象外でよろしいですか。</p>
宮本教育政策課長	<p>この計画の事業主というのは、松原市が任命した者になっておりますが、1ページ目をご覧くださいませでしょうか。1ページ目の2の「策定主体」の一番下に、松原市教育委員会ということで、名前を掲載させていただいております。ですから、これだけの策定に関して、関係団体が1つとなって策定したという形になっておりますので、府の教職員につきましては、ここの対象ではございません。</p>
田中委員	<p>学校の先生は、これには準じないということですね。</p>
伊藤教育総務部長	<p>学校の教職員につきましては、大阪府の府費負担教職員という形になっておりますので、大阪府のほうの計画が適用されるというふうに考えております。</p>
田中委員	<p>難しいですね。</p>
伊藤教育総務部長	<p>学校の先生につきましては、任命権が大阪府の教育委員会。服務監督、これが市の教育委員会という形になっておりますので、おっしゃるように非常にややこしい状況になっておるかと思っておりますけれども、住み分けとしては、こういう形になっております。</p>
東野教育長	<p>そうすると、教育委員会事務局職員と、技能員、幼稚園の教諭という方たちが対象になっていくということで理解させていただいてよろしいですね。</p>

伊藤教育総務部長	はい。
有馬委員	<p>これを読んで、松原市の市役所の職員さん向けなのだろうなと思っていたのですが、目標数値とかすごいしっかり書かれているのはいいのですが、ただ1つ気になったのが、数値に、絶対この年までにこの数値にしなければならないというふうに縛られるのではなくて、やはり、妊娠、出産など、とてもプライベートなこともあると思うので、個々に対応できるように柔軟な対応をお願いしたいなと思います。</p>
伊藤教育総務部長	<p>当然、ここに書かれておりますのは目標ということになりますので、これを達成することを目指してやっていくわけでございますけれども、当然、個々のそれぞれの職員の個人の生活もございますので、柔軟にやっていこうというふうに考えております。</p>
東野教育長	<p>そういうことで、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。よろしいですか。</p> <p>それでは、次に移らせていただきます。続きまして、「令和元年小学校連合運動会について」説明をお願ひしたいと思います。</p>
森教育推進課長	<p>教育推進課の森です。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>お手元の、令和元年度小学校連合運動会の実施計画（案）をご覧いただきながらお聞ひいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。</p> <p>小学校連合運動会につきましては、平成25年度から開催を始めました。今年度で7回目ということでやっております。今年度も市内小学校5年生全員を一堂に集めまして開催をしてみたいというふうに考えております。</p> <p>日時ですが、5月12日日曜日、開会を10時に設定しております。終了は、午後1時40分頃。このような時程で進めてみたいと思っております。</p> <p>また、昨年度からこの日が雨で実施できない場合につきましては、予備日は設けずに中止ということにしておりますので、今年度5月12日が雨などで実施できない場合は中止とさせていただきます。</p> <p>事前の週末、金曜日の午後2時の段階で判断させてもらって、また当日の朝6時にも、もう一度判断するというので、混乱のないように進めてみたいというふうに思っております。</p> <p>また、この時期ちょうど暑さが気になる時期でございます。子どもたちの体が、まだ暑さになれていない時期でもありますので、そのことにつきましては、熱中症対策を含め、十分に配慮をしてみたいと思っております。</p> <p>具体的には、平成29年度から種目を1つ減らしまして、なるべく速やかに進めさせてもらって、少しでも早く帰れるようになり、遠くから歩いて来る学校もありますので、一番遠くから来る学校のことを最大限考えて、安全に楽しく進められるようにしたいと思っております。</p> <p>もう一点につきましては、子どもたちに座席の上には全てテントを張らせていただきまして、日よけの中で種目に出ていないときには、過ごせるよう</p>

に、体を少しでも休められるように、今年度も準備をしていこうというふうに思っています。

運営につきましては、各校から代表の教職員1名ずつを出していただいておりますので、15校15名、プラス、教育委員会事務局で運営を進めてまいりたいと考えています。

また、学校と教育委員会だけでできない部分は、地域のスポーツ振興協議会、スポーツ推進委員会協議会、防犯協議会、こういった地域の方々のご協力も得ながら進めてまいりたいと思っております。

つきましては、本日、教育委員の皆様の上にご案内の文書を置かせていただいておりますので、もしご都合がつく限りですが、ご参加いただきますようお願いを申し上げて、私からの連絡とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

東野教育長

説明が終わりました。この件については何かご質問等ございますか。

栗崎委員

私たちは、椅子とかをテントの中で確保していただいていますよね。その横に、議員さんたちが座る場所というのがあるのですが、あの方たちというのは、ちょっとだけいて、さっと全部帰るのですよね。その後、やはりおばあちゃんとかシルバーの方たちが、そこに座ろうとされたときに、座っていいのかどうか、毎回このことを議題にもさせていただいたことあるのですが、それはどんなふうになりますか。

森教育推進課長

ありがとうございます。場所の確保の段階で、シルバーの方の場所というのは、最初は確保できなかったのですが、毎年そのようなご意見もありまして、現状も、ずっと出られて、あいているスペースがございますので、私たちのほうで声かけさせてもらって、どうぞこちらにおかけくださいということで、アナウンスも含めてご案内させていただきたいと思っております。

栗崎委員

前は座りたくても、だめとおっしゃっていたのですよね。だから座れない方がたくさんいらっやっしたのですが、ぜひそのようにアナウンスしていただきたいと思っております。ずらっとあいているのに座れないということが起きていましたので、それは、かわいそうな、失礼なことですよね。ぜひよろしくお願いたします。

森教育推進課長

準備の段階から、きちっと情報共有させていただきまして、声かけ、またアナウンスをさせていただきます。ありがとうございます。

東野教育長

ほか、ございますか。よろしいですか。

ないように思います。連合運動会は去年、雨で中止ということになって、去年の5年生の子は非常にかっかりし、また保護者からクレームの電話があったわけですが、今回は天気がいけるようにということをお願いいたします。

準備のほう、大変ではございますが、その辺また地域の方々の協力を得ながら、やっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

道屋教育研修
センター長

それでは次にまいります。続きまして「大阪府「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」について」の説明をお願いいたします。

先ほどの連合運動会の次の資料をご覧ください。

「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」です。これにつきましては、3月の教育委員会議で、大阪府の素案という形で示させていただいて、ご説明申し上げたところでございます。3月27日付で正式なガイドラインが示されましたので、情報提供をさせていただきたいと思います。

今回のガイドラインの趣旨として、4点ご説明申し上げます。

まず1点目ですが、1ページの黒い部分でございますけれども、携帯電話の所持は、あくまでも登下校中の安心・安全のためで、報道されているような、スマホ解禁というようなものではなくて、一部解除であるということが強調されたものとなっております。

2点目です。その下の黒い部分ですが、子どもに携帯電話を持たせるかどうかの判断、それから管理責任は保護者にあるとされて、使用ルールなどについての対処を、保護者が責任をもって行うといったことが強調されたものとなっております。

次、2ページをご覧ください。3点目です。それにつきましては、学校はどうするのかということで、情報モラル指導につきまして、積極的に行い、ネット上のトラブルやいじめの防止に、これまで以上に取り組むことということが強調されております。

4点目ですけれども、この2ページの真ん中、「本ガイドラインの活用について」というところですが、ここの(1)のところ、これを受けまして、学校または教育委員会は今年度中にルールや方針を定めて、子どもや保護者に周知すること、ということが書かれております。

また、別添の資料といたしまして、6ページの次のページ、「別添資料1」というところですが、このような保護者への同意確認書。持たせるときのひな形、こういったものも示されております。

そして、「別添資料2」につきましては、先ほど申し上げた、学校で取り組む情報モラルの指導例について、16番まで、こういう指導案もついたものとなっております。

これらのことを踏まえまして、本市でも今年度中に方針を定めていけるよう議論を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

東野教育長

説明が終わりました。この件について何かご質問等ございますか。

有馬委員

まず3月中に学校から、今現在は松原市では携帯の持ち込みを禁止していますという案内をありがとうございました。これで周りの保護者の人も、今はだめなのだという認識ができたのでよかったですと思います。

このガイドラインを読んで、気になった点が2点ありまして、3ページなので、すけれども、「保護者の皆様へ」のところ、これも松原市で、またこれをもとにガイドラインを作っていくと思うのですが、すけれども、「かばんにしまひ」とあって、子ども自身の自己管理でいいのかなというところが、少し疑問に思ったのと、あと、携帯電話の所持一部解除というのは、やはり昨年度

の大阪地震があったことが背景にあると思うのですけれども、災害時には携帯が繋がらないということがあると思うのです。そのことについて、保護者も学校でも、そういうこともあるよねというふうに話をしていかなければならないと思うのですが、そのことが書かれておらず、少しそこが気になったので、もし松原市で、やはりこういうふうに携帯のガイドラインを作っていくなら、少しその辺も気にかけてもらえればありがたいなと思いました。

道屋教育研修
センター長

ご意見、どうもありがとうございました。

かばんにしまうという、府も、そうなっているのですけれども、やはり松原市の中で、中学校や小学校で、議論の中で意見が割れておりまして、やはりかばんにしまうほうが、中学校なんかはクラブなどもある子とない子があったりして、受け渡しなどが煩雑になったりもするから自分で管理させることも大事だというような意見も一方であって、もう一方で、委員がおっしゃったように、管理につきましてやはり盗難や紛失等、あるいはさまざまな、録音したり、録画したりというような問題もございますので、やはり学校で預かることがいいのではないかというような意見などもありますので、そういったこともいろいろご意見をいただきながら、市としてどうしていくのかということを考えていかなければいけないと思っております。

2点目ですけれども、災害時には携帯が繋がらないことが、せっかく持っていてということがあると思っておりますので、そういったこともありますということも踏まえた上で、持たせるかどうかなどといったことを議論していかなければいけないと改めて思いました。

どうもありがとうございました。

有馬委員

ありがとうございます。

東野教育長

ほかはないようでございます。携帯電話の取扱いに関するガイドラインについては、またこの1年間しっかりと議論していただいて、そういう方針を決めていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいいたします。

続きまして、「松原市民松原図書館の指定管理者の公募について」の説明をよろしくお願いをいたします。手束図書館長。

手束松原図書館長

先般、3月の定例教育委員会にて、指定管理者の債務負担行為についてご説明させていただきましたが、平成31年3月30日付にて、松原市教育委員会告示第6号にて、お手元にお渡ししている別添資料で、松原市民図書館指定管理者の候補者の募集を開始させていただいております。

今後の予定ですが、事業者からの提案書の提出が5月7日火曜日を予定しております。5月9日にプレゼンテーションを行い、指定管理者の選考を行っていきたいと考えております。

次回定例教育委員会では、事業者の選定について、及び指定管理料の金額等について、ご議論いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

東野教育長

説明が終わりました。この件について、何かご質問等ございますでしょうか。

栗崎委員	<p>既にお聞きしているのですが、この図書館の予算というのはいくらですか。</p>
手束松原図書館長	<p>指定管理者のほうでご説明させていただくのですが、上限金額として、こちらの募集期間というのがございまして、こちらについては、令和元年7月から、令和7年3月31日までの期間で、15億550万円を上限金額として、提案いただく予定でございます。</p> <p>建設のほうですけれども、こちらの設計施工ということでございまして、こちらのほうが、ちょっと手元にそちらのほうの資料を持ってきていませんけれども、総額14億8350万円だったと記憶しております。</p> <p>以上です。</p>
和田委員	<p>1点、質問させていただきます。指定管理者が行う業務の範囲ということで、4番があるのですが、これを作るに当たって、もう既に他市、ほかの地方自治体でやられているかと思うのですが、そういうのを参考にされて、これを作成されたということですか。</p> <p>私、これを読ませてもらった印象は、非常に多岐に渡っているなという印象を受けたので、そのあたりをちょっと教えてください。</p>
手束松原図書館長	<p>他市のほうも参考にさせていただいています。本来、指定管理者の場合、業務開始ということで、前準備の部分というのはない自治体もあるかと思うのですが、今回、松原市としては、開館準備業務として、引越し並びにICタグの貼付、システムをあわせた募集を行っているということでございます。</p> <p>以上です。</p>
辰巳委員	<p>図書館の中で、パソコンを利用される方もいらっしゃるかと思います。パソコンの特設の部屋があるのかどうかということと、設置台数はどのくらいであるかといったことなど教えていただきたいのが1つと、もう一つ、1階の一般開架の中で、普通の図書の中にCD、DVDが書いてありますが、CD2250本、DVD260本、少し少ないのではという気がするのですが。</p>
手束松原図書館長	<p>本館の建物については、フリーワイファイということで、ワイファイ環境を整えた施設としていくことを予定しています。</p> <p>パソコンにつきましては、設置台数はそんなに設けておらないのですが、図書館ということで、情報端末、要するに昔でいう、新聞の過去のデータであったり、そのデータベースで何か検索する台数については、一、二台設置予定としております。</p> <p>ただ、インターネット環境ということなので、我々松原市は電子書籍が普及していますのでタブレットを貸し出し、20台程度考えておまして、それを使った検索とか、電子書籍を使った形で、最近そういうふうな環境の整った図書館もあるので、そういう形で運営していきたいと考えております。</p> <p>もう1点。CD、DVDにつきましては、開架スペースとして、CDの場合、2250枚なのですが、松原市全館入れて、約1万枚収蔵していて、こちらの収蔵枚数については、七、八千枚ほどCDについても収蔵できるこ</p>

	<p>とになっておりますので、バックヤード、書庫等々において、CDについては開架枚数より倍ぐらいの収蔵ができるかというふうに考えています。</p> <p>DVDにつきましては、収蔵枚数約500枚程度ございますので、それにつきましては、裏の書庫か、バックヤードのところに数百枚収蔵して、貸し出しと閲覧などに使っていただこうと考えております。</p> <p>以上です。</p>
東野教育長	<p>ありがとうございます。プレゼンテーションが5月9日ということでございます。その辺できっちりとプレゼンテーションで、あと選考委員会で、しっかりと選考していただいて、よりよい業者を選んでいただいて、よいサービスができて、より効率的な運営になるという形を期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それでは続きまして、何かありますでしょうか。</p>
宮本教育政策課長	<p>それでは、本日、追加案件といたしまして、「松原市教育振興基本計画策定員会委員の委嘱について」及び「これからの学校教育基本構想検討委員会委員の委嘱について」の2件をご提案させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
東野教育長	<p>ただいま事務局より提案されました「松原市教育振興基本計画策定員会委員の委嘱について」を議案第9号、「これからの学校教育基本構想検討委員会委員の委嘱について」を議案第10号として審議に入りたいと思ひます。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは「議案第9号 松原市教育振興基本計画策定員会委員の委嘱について」事務局より説明をお願ひいたします。</p>
宮本教育政策課長	<p>それでは、議案第9号につきまして、ご説明のほうをさせていただきたいと思ひます。</p> <p>松原市教育振興基本計画策定員会委員のうち、中学校長でございました前崎校長先生の定年退職に伴いまして、新たに委嘱を行うものでございます。任期につきましては前任者の残任期間とし、令和元年7月29日までとなっております。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
東野教育長	<p>説明が終わりました。この件について、何かご意見等ございますでしょうか。特にございませんか。</p> <p>特にないように見受けられますので、「議案第9号 松原市教育振興基本計画策定員会委員の委嘱について」を可決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
東野教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議案第9号 松原市教育振興基本計画策定員会委員の委嘱について」は可決されました。</p> <p>次に「議案第10号 これからの学校教育基本構想検討委員会委員の委嘱</p>

	<p>について」を事務局より説明を求めます。</p>
幸教職員課長	<p>それでは、先ほどお配りした議案説明資料、追加案件分の5ページをご覧ください。</p> <p>議案第10号について説明させていただきます。</p> <p>「これからの学校教育基本構想検討委員会委員の委嘱について」でございますが、今回、委員の藤定委員、それから前崎委員の定年退職に伴いまして、これからの学校教育基本構想検討委員会規則第3条の規定に基づき、委員の委嘱を行うものでございます。</p> <p>6ページをご覧ください。3番ですが、幼稚園長のほうが長野友香四つ葉幼稚園長、それから5番、中学校校長会のほうが田中繁松原中学校長というふうに委嘱させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>
東野教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>この件について、何かご質問等ございますでしょうか。</p> <p>こちらの任期はどのように。</p>
幸教職員課長	<p>任期は、7ページの規則の第4条にありますように、委員が欠けた場合における欠員補充の任期は、前任者の残任期間とするということで、これからの学校教育基本構想検討委員会につきましては、任務が完了するまでですので、最後の第12回検討委員会の終了日までということになります。</p>
東野教育長	<p>大体2年ぐらいいを目途という形で考えておられて、策定ができるまでということですね。</p> <p>この件については、ほか何かご意見等ございますか。よろしいですか。</p> <p>ほかに質問がないように見受けられますので、「議案第10号 これからの学校教育基本構想検討委員会委員の委嘱について」を、可決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
東野教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議案第10号 これからの学校教育基本構想検討委員会委員の委嘱について」は可決されました。</p> <p>ほかに何かございますでしょうか。</p>
宮本教育政策課長	<p>新元号が決定いたしましたので、新元号の開始、5月1日より松原市の議案番号、報告書の番号、告示の番号等につきましては、令和元年から、また1番からとり直しということになっております。議案番号等、5月以降につきましては変更等がありますので、ご了承のほうよろしくお願いたします。</p>
東野教育長	<p>ありがとうございます。ほかにもございますか。</p>
森教育推進課長	<p>ご連絡をさせていただきたい点がございます。</p> <p>教育推進課は国際交流に取り組んでおるところですけれども、台湾との交</p>

流を進めていっているところです。来週4月24日水曜日に台湾から布忍小学校に12名の小学生が交流に来るというように聞いておりますので、お知らせさせていただきたいと思っております。24日水曜日午前中に布忍小学校に台湾から小学生が参ります。

来月になりますが5月27日月曜日、これも午前中ですけれども、私たち、昨年度、台湾台北市の龍山中学校と交流をさせていただいたのですが、その龍山中学校の生徒10名が、松原市を訪問するというので、学校交流を予定しております。学校のほうは、もう決めていっている段階ですので、決まりましたら、またご案内させていただきたいと思っておりますけれども、そのように、毎年、中学生を行かせていただいておりますけれども、台湾からも日本に交流に来ていただいて進めてまいっておりますので、お知らせさせていただきます。よろしくお願いいたします。

東野教育長

ありがとうございます。交流につきましては、これまで台湾のほうに行かせてもらっているから、台湾のほうからも来ていただくということでございますから、今回、小学校、中学校に来ていただくということですので、きちんと交流のほうをお願いします。

また、詳細等決まりましたらご連絡いただきましたら、教育委員のほうもまた一緒に見に行きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかに何かございますか。

よろしいですか。それでは、ないようでございますので、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、4月定例教育委員会を終わります。

ありがとうございました。

(閉会宣言 午後5時28分)

署 名 教育長 東野 光弘

委 員 和田 良彦